

2024年1月9日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2023年7月から2023年12月までの間に支払審査委員会を4回開催し、計4件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は3件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
労災あんしん保険	<ul style="list-style-type: none">● 補償対象者が、未明に建物の屋上から転落し、後頭部や全身を打撲して倒れているのを発見され、病院に救急搬送されたが死亡を確認されました。● 補償対象者は、自ら建物の屋上の壁に上り落下し死亡に至っており、補償対象者の故意または重大な過失による事故として、労災あんしん保険のお支払対象に該当しないと判断しました。
車両保険	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者が、契約車両を運転し、深夜の山道を事故時約 100km/h で所謂ドリフト走行を行った結果、制御不能に陥りガードレールに接触し、契約車両を破損しました。● 被保険者は、意図的に深夜の山道を事故時約 100km/h で所謂ドリフト走行を行ったことにより損害を発生させており、被保険者の故意または重大な過失によって生じた車両損害に該当し、車両保険のお支払対象に該当しないと判断しました。
車両保険	<ul style="list-style-type: none">● 契約者法人の役員が、病院受診後契約車両を運転し帰宅途中に、左方の電柱に車両左側を衝突させた後、更に走行し対向車線を走行中の車両に車両右側を衝突させて、契約車両を破損しました。● 契約者法人の役員は、明らかに正常な運転ができない状態で運転を続けたことにより損害を発生させており、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた車両損害に該当し、車両保険のお支払対象に該当しないと判断しました。